お 詫 び と 訂 正

2025 年7月1日現在

本誌記事中に下記の誤り・追加がございました。謹んでお詫び申し上げます。
下記の箇所を修正の上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。
◆＝最新修正

2025 年度受験用 社労士V

8月号

◆41 ページ　保険料の免除の(4)の表　上から２つ目・左から２つ目の枠	（誤） ① 障害基礎年金の受給権者※	（正） ① 障害基礎年金の受給権者※1
◆59 ページ　改正項目１の Point の６行目	（誤） ③ 当該事業について就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと	（正） ③ 当該事業について再就職手当の支給を受けていないこと

7月号

◆28 ページ　雇用保険法の改正項目６	（誤） 出生時休業支援給付・育児時短就業給付の創設	（正） 出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設
◆39 ページ　徴収法の改正項目２の「２　令和７年度の雇用保険率」	（誤） 令和7度は 1,000 の7	（正） 令和7年度は 1,000 の7
◆39 ページ　徴収法の改正項目２の「２　令和７年度の雇用保険率」	（誤） 令和7度は 1,000 の4	（正） 令和7年度は 1,000 の4

6月号

◆25 ページのチャートⅡ－４の見出し	（誤） 特定健康審査等基本指針等	（正）特定健康診査等基本指針等
◆45 ページのチャートⅦ－４の①企業型年金（月額）の表	右の「他制度加入者」の列を削除し、真ん中の列の「他制度加入者以外」を「他制度加入者/他制度加入者以外」としてください。	
◆45 ページのチャートⅦ－４の①企業型年金（月額）の表下	（誤）　-	（正）※企業型年金の限度額について：他制度加入者については、「 A 」から他制度掛金相当額を控除した額」を限度とします。
◆45 ページのチャートⅦ－４の②個人型年金（月額）の表 左から２つ目、上から３つ目の枠	（誤）(a)　下記の(b)、(c)以外	（正）(a)　下記の(b)～(d)以外
◆45 ページのチャートⅦ－４の②個人型年金（月額）の表 右から１つ目列、上から４つ目の枠	（誤）55,000 円から企業型年金掛金を控除した額（上限 20,000 円）	（正） A から企業型年金掛金を控除した額（上限 20,000 円）
◆45 ページのチャートⅦ－４の②個人型年金（月額）の表 右から１つ目列、上から５つ目の枠	（誤）27,500 円から企業型年金掛金を控除した額（上限 12,000 円）	（正） A から企業型年金掛金を控除した額（上限 20,000 円）
◆45 ページのチャートⅦ－４の②個人型年金（月額）の表 右から１つ目列、上から６つ目の枠	（誤） 12,000 円	（正）20,000 円
◆62 ページ　上から１行目	（誤）１人平均賃金を引き上げた・引き上げる」では、「鉱業，採石業，砂利採取業」が 100.0%（同 90.9%）	（正）「１人平均賃金を引き上げた・引き上げる」では、「鉱業，採石業，砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「医療，福祉」が 100.0%（同 90.9%、92.9%、85.6%）

◆68 ページ　第４章 女性の雇用動向、① 働く女性の実情	(誤)(1) 女性の年齢階級別労働率～M 字カーブの底が 0.6 ポイント上昇～	(正)(1) 女性の年齢階級別労働力率～M 字カーブの底が 1.2 ポイント上昇～
◆92 ページ　３.国民年金の状況 (1) 全額免除者・申請一部免除者の１行目	(誤)令和5度末現在	(正)令和5年度末現在
◆92 ページ　３.国民年金の状況 (1) 全額免除者・申請一部免除者の３行目	(誤)令和5度末現在	(正)令和5年度末現在

5月号

◆63 ページの Point の注の１行目	(誤) 出生時育児休業	(正) 出生時育児休業給付金

4月号

◆ひっかけキーワード一問一答 オモテ３　厚年 31　３行目	(誤)令和 7 年3月以後の被保険者期間はその計算の基礎としない。	(正)令和 7 年 4 月以後の被保険者期間はその計算の基礎としない。

3月号

◆13 ページの「出生後休業支援給付金」の 19 行目	(誤) ☆a～bの 16 週間の意味	(正) ☆a～cの 16 週間の意味
◆ひっかけキーワード一問一答 科目名	(誤)・国保	(正)・国年

2月号

◆13 ページの３行目	(誤)・「全部又は2分の1」が支給される場合があります。	(正)・「全部又は2分の1」が支給停止される場合があります。

1月号

◆７ページの「最高裁判所による法的判断」の６行目	(誤)・例外(賃金や労働条件に関する不利益変更の留意点)	(正)・例外(賃金や退職金に関する不利益変更の留意点)
◆８ページの「事実関係の概要」の２行目	(誤)第2子を出産した X は、	(正)第2子を妊娠した X は、
◆17 ページの解答・解説 04-２	(誤)三井倉庫港湾事件	(正)三井倉庫港運事件
◆40 ページのチャートⅤ-４解答	(誤)D　65 歳	(正)削除
◆77 ページの Point　表の１行目	(誤)〔前提〕保健医療機関等などでの被保険者であることの確認	(正)〔前提〕保険医療機関等などでの被保険者であることの確認

12 月号

◆42 ページのチャートⅢ-12 【一般拠出金の額の算定方法】空欄 C	(誤)1,000 分の2	(正)1,000 分の 0.02
◆51 ページのチャートⅢ-22 納期限の翌日からの期間の表 左列・３行目	(誤)3 カ月以降	(正) B 以降
◆61 ページの問１　解答＆解説 選択肢 E の２行目	(誤)一元適用事業とされている。	(正)二元適用事業とされている。
◆65 ページの問５　解答＆解説 選択肢 C	(誤)第2期の期末まで2カ月を下回っているため、増加概算保険料の延納の要件を満たしていないため、延納はできない。	(正)最初の期の納期限は 9 月 30 日ではなく、11 月 14 日である。
◆64 ページの問５ 選択肢 D の２行目	(誤)2回の延納をすることができ、	(正)3 回の延納をすることができ、 ※増加概算保険料の延納では、いわゆる「前半2カ月・後半2カ月」ルールが適用されない

◆75 ページの法改正の表 左列３行目	（誤） これまでの「資格確認書の訂正…（以下略）」	（正）これまでの「被保険者証の訂正…（以下略）」

11 月号

◆19 ページの法改正の表 左列３行目	（誤） 出生後休業支援給付、育児時就業給付の創設	（正） 出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設
◆42 ページのチャートⅤ－１ 再就職手当の【支給申請手続】	（誤）「事業主　経由」 →所轄公共職業安定所長へ提出	（正）削除 →管轄公共職業安定所長へ提出
◆43 ページのチャートⅤ－３ 常用就職支度手当の【支給申請手続】	（誤）「事業主　経由」 →所轄公共職業安定所長へ提出	（正）削除 →管轄公共職業安定所長へ提出
◆44 ページのチャートⅤ－４ 移転費の【支給申請手続】	（誤）「事業主　経由」 →所轄公共職業安定所長へ提出	（正）削除 →管轄公共職業安定所長へ提出
◆49 ページのチャートⅦ－３ 【支給要件】	（誤） 支給残日数 C 日以上	（正） 支給残日数 C 日以上 200 日未満
◆49 ページのチャートⅦ－３ 【支給要件】	（誤） 支給残日数 C 日以上 200 日未満	（正） 支給残日数 200 日以上
◆49 ページのチャートⅦ－３ 【支給額】左列１行目	（誤） 再就職後の支給対象月の賃金額が基本手当日額の算定となった賃金日額の	（正） 再就職後の支給対象月の賃金額が基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額に 30 を乗じて得た額の
◆51 ページのチャートⅧ－２ 【趣旨】の３行目	（誤） 賃金なし➡不支給	（正） 賃金なし➡支給

10 月号

◆55 ページの問２　解答	（誤） 解答：A	（正） 解答：B
◆55 ページの問２　解説の５行目～12 行目	（誤）「加重」の扱いに該当するため…（以下略）	（正） 同一部位でないため、第１事故と第２事故は「加重」の扱いとはならず、それぞれ該当する障害等級の給付日数（第１事故→第６級：156 日分、第２事故→第１級：313 日分）が支給される。
◆60 ページの問７　選択肢オの１行目	（誤） 重大な過失により保険関係成立届を…（以下略）	（正） 故意に保険関係成立届を…（以下略）

９月号

◆22 ページのチャート１－１の右上、労働者について	（誤）事業の種類を問わず、	（正）職業の種類を問わず、

2024 年度受験用 社労士V

7月号

◆17～18 ページの表中 「その１」の下、「その２」の下（２箇所）	（誤）（(1)で紹介）	（正）（(1)①で紹介）
◆18 ページの表中 「その３」の下、「その４」の下（２箇所）	（誤）（(2)で紹介）	（正）（(1)②で紹介）

4月号

◆72 ページ POINT の表中下から１行目	（誤） 1カ月当たり 35 人（35 人×12＝120 人）	（正） 1カ月当たり 35 人（35 人×12＝420 人）

3月号

◆24 ページ 下から６行目	（誤） ×令和4年度の物価変動率	（正） ×令和4年の物価変動率
◆61 ページ 下から 11 行目	（誤） 1級 58,000 円から 32 級	（正） 1級 88,000 円から 32 級
◆64 ページ 問７Ａの解答	（誤） A ③ 650,000	（正） A ⑦ 650,000

2月号

◆39 ページ 一番下の表中左欄の下から２行目	（誤） ＝前年度の改定率×名目手取り賃金変動率	（正） ＝名目手取り賃金変動率
◆39 ページ 一番下の表中右欄の下から２行目	（誤） ＝前年度の改定率×物価変動率	（正） ＝物価変動率

1月号

◆83 ページ 労働一般常識Ａ１の解答	（誤） Ａ１ ○	（正） Ａ１ ×
◆21 ページ Step Up の表中健康保険組合の欄②の５行目	（誤） 者が病院もしくは診療所	（正） 者が組合開設の病院もしくは診療所

12 月号

◆41 ページ 図中１行目	（誤） 8月～10 月 11 月～3月	（正） 8月～11 月 12 月～3月
◆41 ページ 図中３つのグレーの表の左	（誤） A社 B社 C社	（正） A社 5/1 成立 B社 7/1 成立 C社 9/1 成立

9月号

◆90 ページ下から８行目、91 ページ下から６行目	（誤） 保健医療機関	（正） 保険医療機関
◆91 ページ上から２行目	（誤） 労働基準法第7条の	（正） 労働契約法第7条の

2023 年度受験用 社労士V

6月号

◆６ページおよび 10 ページ　「主な支出」の図中の下から３行目	（誤）後期高齢者納付金→支払基金	（正）後期高齢者支援金→支払基金
◆31 ページ　下から 13 行目	（誤）育児休業者割合	（正）育児休業者の有無別事業所割合

1月号

◆76 ページ　上から３行目	（誤）得た額をいう。	（正）得た額をいう。）の 1,000 分の 5.481 に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

12 月号

◆69 ページ　下から７行目	（誤）第1級 98,000 円から第 32 級 650,000 円	（正）第1級 88,000 円から第 32 級 650,000 円

11 月号

◆67 ページ　(5)の表中　下から１行目	（誤）繰り上げた　繰下げ受給を開始したときから	（正）繰り下げた　繰下げ受給を開始したときから
◆71 ページ　下の図の左側	（誤）「基準傷病以外の傷病」「基準傷病」	削除してください。

10 月号

◆73 ページ　上から４～６行目	（誤）「上記⑤の「社会保険各法」とは、～」	全文を削除してください。
◆73 ページ　ページ下の解答	（誤）○ 「3月以上」は「1月以上」である。	（正）× 「3月以上」は「1月以上」である。
◆過去問重要キーワード「労基３」問題	（誤）国籍、信条、【A】又は【B】	（正）国籍、信条又は【B】
◆過去問重要キーワード「労基３」解答	（誤）A　性別　　B　社会的身分	（正）B　社会的身分